

管理機関の業務の適正性の確保その他

平成18年11月15日（水）

金融庁

目次

1	管理機関の兼業について	1
2	電子登録債権の消滅の場面と管理機関による同期的管理 について	2
3	管理機関による同期的管理の方法	5
4	その他	7

1. 管理機関の兼業について

管理機関が管理機関以外の業（他業）を自由に行うことには、損失が生じた場合の事業会社本体によるカバーや、システムの共有による相乗効果などの点が指摘されている。

しかし、次のような点を踏まえ、管理機関は専業とすることが適切と考えるかどうか。

- 他業からの破綻リスクを管理業に及ぼさせないためには、法人格の分離が簡便である。
- 管理機関の公正性・中立性が高い。
- 情報流用等を抑止しやすい。
- 監督コストが相対的に小さい（兼業の場合、兼業部分についても適正な監督を行う必要）。
- 兼業を認めなくても、子会社方式をとることにより、多様な事業主体が管理業に参入できる。

例外を認める必要はあるか。

2. 電子登録債権の消滅の場面と管理機関による同期的管理について

電子登録債権の消滅の場面においては、二重払いの危険が回避されることが債務者にとって重要である。また、権利関係が極力正確に登録原簿に反映されることが、電子登録債権への信頼性を得ることにつながる。

電子登録債権の消滅の場面のうち、資金送金を伴うものについては、金融機関の口座間送金を、管理機関が確認することにより、管理機関が同期的管理を行うことが可能。

他方、相殺など資金送金を伴わないものについては、

- 自らが債権者である電子登録債権の支払等登録の請求と同時に、自らが債務者である電子登録債権の支払等登録が行われなければ、自らが債権者である電子登録債権だけが消滅する危険がある一方で、
- 相殺契約などによる権利の消滅について管理機関が同期的管理を行おうとすれば、相殺契約などの内容を把握する必要があるが、その把握は困難であり、把握したとしても相殺できるかどうか等の実質的な判断を要する

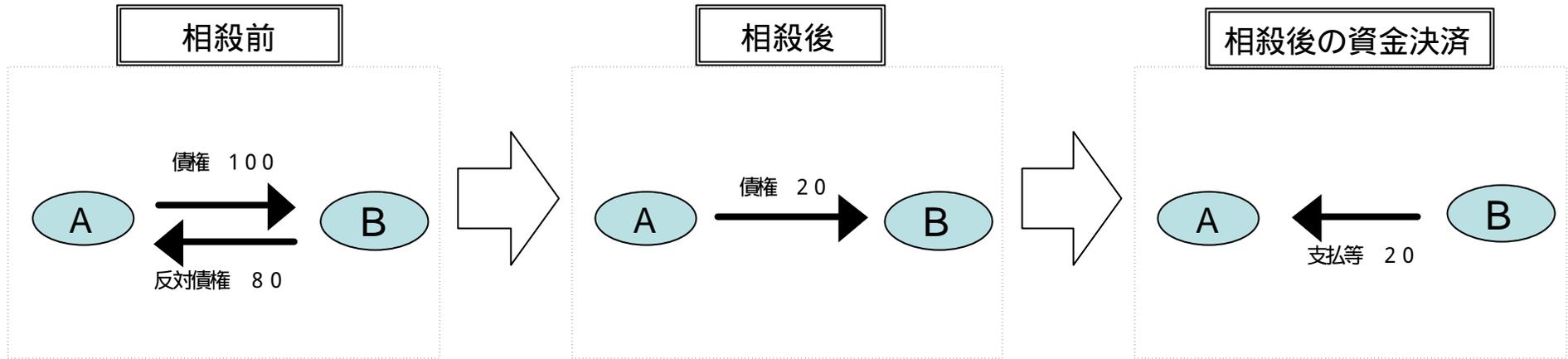
ことから、管理機関が同期的管理を行うことは難しいのではないか。

管理機関による同期的管理を行うことができない場合であっても、債務者の二重払いの危険をできるだけ回避するための方策が必要ではないか。

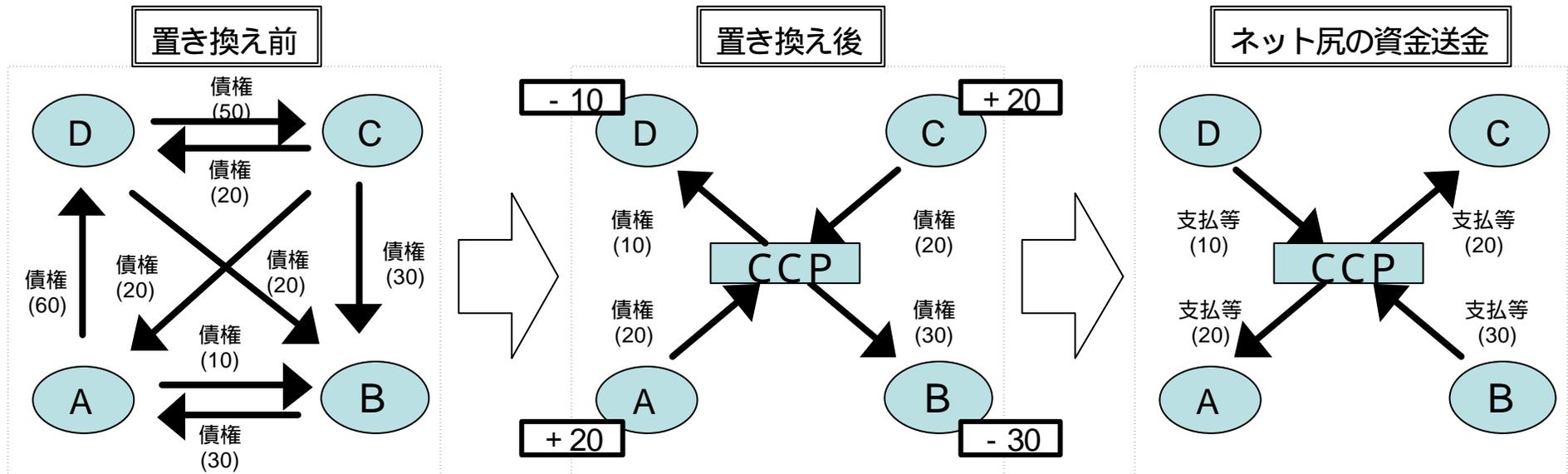
(参考)電子登録債権の消滅の場面

民法における消滅の場面		状 況
弁済	資金送金	・債務者から債権者に、金融機関の口座を用いて資金送金を行う。
	現金の受渡し	・債務者から債権者に、直接現金の受渡しを行う。
	代物弁済	・債務者が、債権者の承諾を得て、金銭以外のもので給付を行う。
相殺 (法定相殺)		・単独の意思表示によって、相殺適状にある債権債務を消滅させる。
更改		・債務の要素 (給付の内容、債権者、債務者等)を変更することによって、もとの債権を消滅させ、新たな債権を成立させる。
免除		・債権者の一方的な意思表示によって債務の免除ができる。
混同		・債権と債務が同一人に帰したとき。
その他 (相殺契約など)		・当事者の任意の契約をベースにしたもの

例 1 二当事者間における相殺契約



例 2 多数当事者間におけるネットイング



段階 :それぞれ債権譲受・債務引受を行い、その旨の登録原簿への登録を行う段階
 段階 :登録後の電子登録債権についての支払及び支払等登録を行う段階

3. 管理機関による同期的管理の方法

金融機関口座間送金の確認

債務者から債権者に対する金融機関の口座間送金を、管理機関が確認することによって、職権で電子登録債権の記録を抹消(支払等登録)しようとするもの。

具体的には次のような方法が考えられる。

- イ 債務者から債権者口座への送金を金融機関が確認し、その確認の連絡を金融機関から管理機関が受け、職権で支払等登録を行う
- ロ 債権者口座への入金を金融機関が確認し、その確認の連絡を金融機関から管理機関が受け、職権で支払等登録を行う
- ハ 債権者からの依頼で、債務者口座からの引き落としを行い、その確認の連絡を金融機関から管理機関が受け、職権で支払等登録を行う

この方法をとる場合であっても、資金送金と登録原簿の支払等登録を厳密にリアルタイム(同時)で行うことは難しいが、その点については、債権者口座への入金が確認されるまでの間、譲渡登録を禁じるなどによって、債務者の二重払いの危険を回避することが可能。

利用者にとって安心して確実な制度とするため、実務的な検討が必要である。

その他の方法

管理機関が、債権者を代理したり 債権譲受又は債務引受を行うことにより 債務者から自らの口座への送金を受け、債権者に送金することも考えうる。

これらについては、管理機関自らが資金送金に関与することによって、確実に職権による支払等登録を行うことが期待できるものの、次のような問題がある。

- 送金に係るトラブルが生じ、また、資金流用を防止する措置等が必要になる。
- 管理機関が自ら取り扱う電子登録債権の債権者・債務者となり、公正性・中立性を害するおそれがある。
- 管理機関が他の債務者の信用リスクを引き受けることとなり、破綻リスクが高まる。

管理機関が、自ら資金送金に関与することによって、同期的管理を行うことについて、どう考えるか。

4.その他

電子登録債権を用いたネットイングについては、次のような問題が考えられる。

- 複数の電子登録債権に係るネットイングを行った者には、関係者の信用リスクが集中し、その信用リスクが、一部債務者の不履行によって、全債権者に伝播する危険がある。
- ネットイングを行う者が、関係者の債権債務について正しい処理を行わなければ、債務者の二重払いの危険、債権者の権利消滅の危険があり、決済の安定性を害することとなる。

管理機関による同期的管理が行われない電子登録債権を用いたネットイングを行う者は、他者の決済に関わる重大な責任を負うものである。また、電子登録債権の特性に鑑みれば、ネットイングが現状のように一部の限定された者の間で行われるのではなく、広範に多数の者の間で行われ、社会的な決済網として利用される可能性もある。

このような場合については、利用者の保護の観点から、電子登録債権を用いたネットイングを行う者に関し、何らかの規制を行う必要があるのではないか。